

団体利用の手引き

- 1 申請手続 申請は、別紙「申請」により、前日までに問い合わせの上、申請してください。
3か月前から受付けます。
<例> 7月10日→4月10日から申請することができる。
- 2 対象団体 幼稚園、保育所、小学校、その他（学童クラブ・放課後デイサービス等）
- 3 利用日 団体利用は、平日のみとし、1日1団体に限り利用を認めます。
ただし、学童クラブ等から、土、日、祝日に利用したい旨申請があった場合は、10人程度までの利用で、かつ次の条件を満たす場合は、原則として、1団体に限り利用を認めます。
 - （1）前日までに問い合わせの上、申請の手続きをすることができること。
 - （2）見守り要員（大人）が子ども3人に対して1人の比率で確保できること。
 - （3）センターのルールを守ることができること。（HPに記載の「こども元気センター利用案内」参照）
- 4 利用時間
 - （1）平日の場合
9：00～16：00
 - （2）長期間の休み（春・夏・冬休み）の場合
9：00～10：30
 - （3）学童クラブ等が土、日、祝日に利用する場合
9：00～10：30